

投稿規定

1. 目的および掲載論文の種類

北海道大学水産科学研究彙報（以下「研究彙報」という。）および北海道大学大学院水産科学研究院紀要（以下「紀要」という。）は、北海道大学大学院水産科学研究院（以下「研究院」という。）、北海道大学大学院水産科学院（以下「学院」という。）および北海道大学水産学部（以下「学部」という。）において行われた研究の成果を速やかにかつ広く内外に発表することを目的とする。

研究彙報は英文または和文で書かれた次の論文（他の公開刊行物に未発表のもの）を掲載する。論文の長さはレイアウト後 20 ページ以内を原則とする。

- (1) 報文(Original Papers): 学術的価値およびオリジナリティを有し、完結した研究成果を公表するもの。
- (2) 短報(Short Papers): 断片的な研究であるが、新しい考え方、事実あるいは価値あるデータを含むもの、または研究途上の成果であるが、特に速報を必要とするもののいずれかで、論文の長さはレイアウト後 3 ページ以内とする。
- (3) その他: 本研究院図書委員会（以下「委員会」という。）が特に掲載が適当と認めた論文。

紀要は英文または和文で書かれた次の論文（他の公開刊行物に未発表のもの）を掲載する。論文の長さはレイアウト後 80 ページ以内を原則とする。

- (1) 報文(Original Papers): 学術的価値およびオリジナリティを有し、系統的にまとめた研究成果を公表するもの。
- (2) 総合論文(Review Papers): 特定の分野に対して従来の研究を総合的にまとめたもの、あるいは、これから発展する新分野に対する展望をまとめたもの。
- (3) その他: 委員会が特に掲載が適当と認めた論文。

2. 投稿資格

研究彙報および紀要に投稿できる者は本研究院・学院・学部 zu 所属する教職員および大学院学生（研究生を含む）、もしくは委員会が認めた者とする。ただし、これら以外の共著者を含むことは差しつかえない。なお、上記資格を投稿時点で有しなくても、論文の内容が本研究院・学院・学部において行われた研究である場合は投稿することができる。いずれの資格で投稿する場合においても、連絡著者の届出を必要とする。

3. 出版および投稿時期

研究彙報・紀要は論文ごとに出版の準備が整い次第、公開するものとする。投稿する論文の原稿は委員会に提出するものとする。

4. 投稿原稿の取り扱い

4.1 原稿の提出方法: 別紙「投稿の手引き」に従って提出する。

4.2 英文添削: 英文原稿は著者の責任において、予め科学に関する知識を有する科学論文添削サ

ービス等のネイティブスピーカーの添削を受けたものであることを原則とする。

4.3 受理日:原稿提出の時点を受付日とし、委員会が受理を決定した時点をもって受理日とする。

4.4 論文の採否:論文の採否および訂正の必要性の有無は委員会が決定する。

4.5 経費:経理責任者が負担しなければならない費用は以下のとおりである。

- 1) 規定のページ数を超えた場合、超過ページ分についての経費
- 2) その他、PDF 作成工程において通常の論文より特別な経費を要した場合、その経費

5. 著作権の取り扱い

研究彙報および紀要は本研究院が出版し、著作権は原則として本研究院に帰属するものとする。これには電子化や北海道大学学術成果コレクション（HUSCAP）での公表を含む。ただし、原著者が出典を明示して公開、再配布することは妨げない。

また、過去に出版された研究彙報および紀要の著作権の帰属については初巻から適用する。

研究彙報・紀要の二次利用について（参考情報）

HUSCAP にメタデータとして登録された英文要旨の著作権には CC0 が適用され、他者がどのような形であっても使用できる状態となる。

また、科学技術振興機構（JST）は本研究院の許諾のもと、HUSCAP を通じメタデータとして提供された英文要旨を利用（複製、改変、翻案、編集、データベースの作成、頒布、譲渡、貸与、公衆送信（送信可能化を含む）、またはその他の方法での利用）することができる。これには人工知能（AI）に関連する利用（研究動向の分析・予測、剽窃や改ざん等の検知等）を含む。

6. 委員会への委任

この規定に定めるもののほか、研究彙報・紀要の編集及び出版に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

昭和 29 年 5 月 25 日初版
昭和 34 年 11 月 30 日改訂
昭和 46 年 12 月 25 日改訂
昭和 58 年 2 月 23 日改訂
平成 3 年 1 月 22 日改訂
平成 6 年 10 月 31 日改訂
平成 13 年 7 月 27 日改訂
平成 18 年 1 月 31 日改訂
平成 25 年 4 月 22 日改訂
令和元年 5 月 24 日改訂
令和 7 年 10 月 1 日改訂